

注文した覚えのない商品が届いたがどうすれば良いか？

2017年12月15日号

『自宅にいきなり冷凍のカニが送り付けられ、「2日以内に返送されない場合は購入したものとみなし、代金2万円を請求します」との文書が添付されていた。注文した覚えはなかったが、受け取ってしまった。どうすれば良いか。』といった相談が寄せられています。

これは、業者が一方向的に商品を送りつけてくる「送り付け商法」です。送り状を見て全く身に覚えのない場合は、受け取り拒否をするのが望ましいです。

もし受け取った場合でも、消費者に購入意思がないため、この時点では契約は成立していません。また、代金を支払う必要もありません。受取日から14日（商品の受け取りを販売業者に請求した場合は7日）を過ぎても業者が取りにこないときは、商品を自由に処分できます。困ったときは、消費生活センターに相談ください。